

○自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成 10 年 11 月 12 日自審第 1252 号）

令和 2 年 1 月 2 5 日改正

国自審第 1 9 5 0 号

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案						現 行							
別添 自動車型式認証実施要領 目次 (略) 第 1 (1)～(32) (略) <u>(33) 「サイバーセキュリティ」とは、サイバーセキュリティ基本法（平成 26 年法律第 1 0 4 号）第 2 条に規定するサイバーセキュリティをいう。</u> 第 2～第 7 (略) 別添 1 自動車型式指定実施要領 目次～第 1 2 (略) 第 1 3 資料の提出 (略)						別添 自動車型式認証実施要領 目次 (略) 第 1 (1)～(32) (略) <u>(33) 「サイバーセキュリティ業務管理システム」とは、自動車のサイバーセキュリティに対する脅威に関連するリスクを処理し、当該自動車をサイバー攻撃から保護するための組織的なプロセス、責任及び管理を明確にする、リスクに基づく組織的な取組方法をいう。</u> 第 2～第 7 (略) 別添 1 自動車型式指定実施要領 目次～第 1 2 (略) 第 1 3 資料の提出 (略)							
提 出 場 合	1 型式指定を受けた場合	2 印鑑等の届出(変更届を含む。)をした場合	3 既指定自動車型式指定を受けた場合	4 第 9 第 2 項に係る変更届をした場合	5 型式指定規則第 6 条第 1 項第 3 号の変更届をした場合	6 型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中、第 3 条第 2 項第 3 号括弧書の書面の	提 出 場 合	1 型式指定を受けた場合	2 印鑑等の届出(変更届を含む。)をした場合	3 既指定自動車型式指定 <u>認</u> を受けた場合	4 第 9 第 2 項に係る変更届をした場合	5 型式指定規則第 6 条第 1 項第 3 号の変更届をした場合	6 型式指定規則第 6 条第 1 項第 2 号第 2 欄中、第 3 条第 2 項第 3 号括弧書の書面の

						記載事項 変更による 変更届を した場 合
提出資料 (略)						

第14～第3号様式 (略)

別添2 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第2号様式 (略)

第3号様式(変更届出書) (第7関係)

() 変更届出書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
届出者の氏名 又は名称	
住 所	
型式認定番号	
車名及び型式	

						記載事項 変更による 変更届を した場 合
提出資料 (略)						

第14～第3号様式 (略)

別添2 (略)

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次～第2号様式 (略)

第3号様式(変更届出書) (第7関係)

() 変更届出書	
国土交通大臣殿	
年 月 日	
申請者の氏名 又は名称	
住 所	
型式認定番号	
車名及び型式	

変更事項及び 変更事由	
変更年月日	
備考	

変更事項及び 変更事由	
変更年月日	
備考	

備考 (略)

備考 (略)

第4号様式(製作等廃止届)(第7関係)

第4号様式(製作等廃止届)(第7関係)

() 製作等廃止届

() 製作等廃止届

国土交通大臣殿

国土交通大臣殿

年 月 日

年 月 日

届出者の氏名
又は名称

申請者の氏名
又は名称

住 所

住 所

型式認定番号	
車名及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

型式認定番号	
車名及び型式	
製作等廃止事由	
備考	

備考 (略)

第5号様式・第6号様式 (略)

第7号様式 (諸元表及び外観図) (別表第3項関係)

諸元表及び外観図		認定番号～電気装置 (略)			
名称	動力	動力伝達方式			
		クラッチの形式			
型式	力伝達装置	変速機	変速比	一速	
				二速	
				三速	
				四速	

附則1 自動車等の同一型式判定要領

第1～別表第1 (略)

別表第2 (製作誤差の範囲)

表 (略)

備考 (略)

第5号様式・第6号様式 (略)

第7号様式 (諸元表及び外観図) (別表第3項関係)

諸元表及び外観図		認定番号～電気装置 (略)			
名称	動力	動力伝達方式			
		クラッチの形式			
型式	力伝達装置	変速機	変速比	一速	
				二速	
				三速	
				四速	

附則1 自動車等の同一型式判定要領

第1～別表第1 (略)

別表第2 (製造過程自動車の同一型式の範囲)

表 (略)

(削除)

附則 2 (略)

附則 3 自動車排出ガス規制の識別記号

自動車排出ガス基準値の相違又は電動機等の有無等によって新形式を付与する場合には、下記によること。

記

1. 平成16年規制以前の自動車にあつては、型式の頭部に、次表による識別記号を付与する。

自動車排出ガスの状態	識別記号	備考
昭和50年度規制に適合させたもの～昭和54年規制に適合させたもの(略)		
昭和56年規制に適合させたもの	L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トン以下のもの(軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
昭和57年規制に適合させたもの	M	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	N	(略)
昭和58年規制に適合させたもの～平成13年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの(略)		
平成14年規制に適合し、かつ、	TE・XE	(略)
	TF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車

別表第3 (製作誤差の範囲)

表 (略)

附則 2 (略)

附則 3 自動車排出ガス規制の識別記号

自動車排出ガス基準値の相違又は電動機等の有無等によって新形式を付与する場合には、下記によること。

記

1. 平成16年規制以前の自動車にあつては、型式の頭部に、次表による識別記号を付与する。

自動車排出ガスの状態	識別記号	備考
昭和50年度規制に適合させたもの～昭和54年規制に適合させたもの(略)		
昭和56年規制に適合させたもの	L	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トン以下のもの(軽自動車及び専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
昭和57年規制に適合させたもの	M	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車であつて車両総重量が2.5トンを超えるもの及び4サイクル軽自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
	N	(略)
昭和58年規制に適合させたもの～平成13年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベルに適合させたもの(略)		
平成14年規制に適合し、かつ、	TE・XE	(略)
	TF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車

平成12年基準 排出ガス25% 低減レベルに 適合させたもの		定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの	平成12年基準 排出ガス25% 低減レベルに 適合させたもの		定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	X F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの		X F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	T G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの		T G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	X G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの		X G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	T H	(略)		T H	(略)
	X H	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)		X H	軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両総重量が1.7トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)
平成14年規制 に適合し、かつ、 平成12年基準 排出ガス50% 低減レベルに 適合させたもの	L E ・ Y E (略)		平成14年規制 に適合し、かつ、 平成12年基準 排出ガス50% 低減レベルに 適合させたもの	L E ・ Y E (略)	
	L F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの		L F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	Y F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの		Y F	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量が1265キログラム以下のもの
	L G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの		L G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車を除く。)であって車両重量が1265キログラムを超えるもの
	Y G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両重量		Y G	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車及び小型自動車 動 車(ハイブリッド自動車に限る。)であって車両

		が 1265 キログラムを超えるもの
	LH・YH (略)	
平成 14 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75% 低減レベルに適合させたもの	UE・ZE (略)	
	UF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。) であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	ZF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。) であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	UG	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車を除く。) であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	ZG	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車(ハイブリッド自動車に限る。) であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	UH・ZH (略)	
平成 12 年基準排出ガス 25% 低減レベルに適合させたもの～平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75% 低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85% 低減レベルに適合させたもの (略)		
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25% 低減レベルに適合させたもの	TM	<u>軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車を除く。) であって車両総重量が 12 トンを超えるもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)</u>
	XM	(略)

		重量が 1265 キログラムを超えるもの
	LH・YH (略)	
平成 14 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75% 低減レベルに適合させたもの	UE・ZE (略)	
	UF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 <u>動</u> 車(ハイブリッド自動車を除く。) であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	ZF	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 <u>動</u> 車(ハイブリッド自動車に限る。) であって車両重量が 1265 キログラム以下のもの
	UG	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 <u>動</u> 車(ハイブリッド自動車を除く。) であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	ZG	軽油を燃料とする専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車及び小型自動車 <u>動</u> 車(ハイブリッド自動車に限る。) であって車両重量が 1265 キログラムを超えるもの
	UH・ZH (略)	
平成 12 年基準排出ガス 25% 低減レベルに適合させたもの～平成 15 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 75% 低減レベル及び平成 12 年基準排出粒子状物質 85% 低減レベルに適合させたもの (略)		
平成 16 年規制に適合し、かつ、平成 12 年基準排出ガス 25% 低減レベルに適合させたもの	TM	<u>軽油を燃料とする自動車(ハイブリッド自動車に限る。) であって車両総重量が 3.5 トンを超え 12 トン以下のもの(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以下の自動車を除く。)</u>
	XM	(略)

平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの～平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベル及び平成12年基準排出粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの（略）

2. 平成17年規制以降の自動車にあっては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) (略)

(2) 2桁目

表 (略)

備考：重量車燃費基準とは、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第4号)」1-1(6)若しくは(7)又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号)」1-1(4)若しくは(5)に規定する基準エネルギー燃費効率をいい、重量車燃費基準達成とは、重量車モード燃料消費率が基準エネルギー消費効率以上の値であることをいい、重量車燃費基準5%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が105以上及び110未満であることをいい、重量車燃費基準10%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が110以上及び115未満であることをいい、重量車燃費基準15%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が115以上であることをいう。なお、軽油を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総

平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス50%低減レベルに適合させたもの～平成16年規制に適合し、かつ、平成12年基準排出ガス75%低減レベル及び平成12年基準排出粒子状物質85%低減レベルに適合させたもの（略）

2. 平成17年規制以降の自動車にあっては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) (略)

(2) 2桁目

表 (略)

備考：重量車燃費基準とは、「乗用自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第4号)」1-1(6)若しくは(7)又は「貨物自動車の性能の向上に関する製造事業者等の判断基準等(平成19年経済産業省・国土交通省告示第5号)」1-1(4)若しくは(5)に規定する基準エネルギー燃費効率をいい、重量車燃費基準達成とは、重量車モード燃料消費率が基準エネルギー消費効率以上の値であることをいい、重量車燃費基準5%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が105以上及び110未満であることをいい、重量車燃費基準10%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が110以上及び115未満であることをいい、重量車燃費基準15%向上達成とは、重量車モード燃料消費率を基準エネルギー消費効率で除したものに100を乗じて小数点以下一位を切り捨てして得た値が115以上であることをいう。なお、軽油を燃料とする乗車定員10人以上の乗用自動車(車両総

重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定自動車又は法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。)であるもの以外の自動車は、重量車燃費基準不適用となる。

(3) 3桁目 (略)

3. (略)

附則4 自動車型式指定申請書等提出要領

第1～第4 (略)

別表第1 (申請書等の添付書面・審査・リコール課用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出時の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
1～4 (略)						
5	構造・装置の概要説明書	別表第2の5(2)、5(3)、5(4)、5(5)、	○	○	○	○

重量3.5トン超のものに限る。)又は車両総重量3.5トン超の貨物自動車であって、型式指定自動車又は法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車(以下「一酸化炭素等発散防止装置指定自動車」という。)であるもの以外の自動車は、重量車燃費基準不適用となる。

(3) 3桁目 (略)

3. (略)

附則4 自動車型式指定申請書等提出要領

第1～第4 (略)

別表第1 (申請書等の添付書面・審査・リコール課用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出時の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
1～4 (略)						
5	構造・装置の概要説明書	別表第2の5(2)、5(3)、5(4)、5(5)、	○	○	○	○

	5 (9)及び5 (12)の書面を含むものであっても差し支えない。																		
(1)主要な構造・装置の説明書	(略)																		
(2)改善措置説明書	(略)																		
(3)検査時に注意する事項	<p>検査時に注意する事項として、記載する内容は当分の間以下の内容のうち該当するものとする。なお、①、②及び③の書面については、別表第2の5(8)、5(10)及び5(12)の書面と同じもの又は当該書面を簡略化した図面とすることができる。</p> <p>① 騒音防止対策説明</p> <p>自動車に備えられた騒音対策品</p>																		
(1)主要な構造・装置の説明書	(略)																		
(2)改善措置説明書	(略)																		
(3)検査時に注意する事項	<p>検査時に注意する事項として、記載する内容は当分の間以下の内容のうち該当するものとする。なお、①、②及び③の書面については、別表第2の5(8)、5(10)及び5(12)の書面と同じもの又は当該書面を簡略化した図面とすることができる。</p> <p>① 騒音防止対策説明</p> <p>自動車に備えられた騒音対策品</p>																		

をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動

をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動

車の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転

車の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。

		<u>数を記載すること。ただし、原動機の回転数を加速ペダルの操作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u>								
6～18 (略)		②～⑮ (略)								
19	<u>サイバーセキュリティの確保に係る業務管理システム適合証明書の写し</u>	<u>能力基準適合証明書の写し（適用関係告示第14条第20項及び第24項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車においては、サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書の写しでもよい</u>	○	○						
6～18 (略)		②～⑮ (略)								
19	<u>業務管理システム適合証明書の写し</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書（自動運行装置を備えている場合に限る。）の写し</u>	○	○						

		<u>こととする。)</u>				
<u>2.0</u>	<u>プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る業務管理システム適合証明書の写し</u>	<u>能力基準適合証明書の写し（適用関係告示第14条第20項、第22項、第24項及び第26項の適用を受ける自動車を除く。）</u>	<u>○</u>	<u>○</u>		
<u>2.1</u>	(略)					

備考 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出時の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
1~4	(略)					
5	構造・装置の概要説明書		○	○	○	○

<u>(新設)</u>						
<u>2.0</u>	(略)					

備考 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車認証審査部用) (第2関係)

	添付書面の名称	提出時の注意事項等	提出時の要否			
			型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
			乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
1~4	(略)					
5	構造・装置の概要説明書		○	○	○	○

	(1)~(7)	(略)							(1)~(7)	(略)				
	(8)騒音防止対策 説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車							(8)騒音防止対策 説明書	自動車に備えられた騒音対策品をすべて図示すること。騒音対策品のうち消音器については主・副の別、個数、形状、配置を図示すること。また、騒音対策品が自動車に備えられた状態が分かるように配管等を含めて平面図等で図示すること。消音器に純正品表示がある場合は表示位置を記載すること。協定規則第51号第3改訂版補足第6改訂版以降に対応し、複数のモード（近接排気騒音値に影響を及ぼすものとして、運転者が選択可能な自動車				

		<p>の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。<u>原動機の回転数を抑制する装置を備えた自動車(エンジンコントロールユニットに組み込まれたものであって当該装置を容易に解除することができないものに限る。)</u>にあっては、当該装置が作動する回転数及び近接排気騒音の測定回転数を記載すること。ただし、<u>原動機の回転数を加速ペダルの操</u></p>							<p>の設定をいう。)を備える自動車にあっては、諸元表の近接排気騒音値を測定したときのモードを記載するとともに、全てのモードへの切替え方法を記載すること。</p>					
--	--	---	--	--	--	--	--	--	---	--	--	--	--	--

		<u>作により規定の測定回転数に調整できないものについては、当該装置が作動する回転数を記載すること。</u>							
	(9)～(14) (略)								
	6～14 (略)								
15	<u>サイバーセキュリティの確保に係る業務管理システム適合証明書の写し</u>	<u>能力基準適合証明書</u> の写し（適用関係告示第14条第20項及び第24項の適用を受ける自動車を除き、同条第22項の適用を受ける自動車においては、 <u>サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書</u> の写しでもよいこととする。）	○	○					
16	<u>プログラム等の適切な管理及び確実な改変に係る業務管理システム適合証明書の</u>	<u>能力基準適合証明書</u> の写し（適用関係告示第14条第20項、第22項、第	○	○					
	(9)～(14) (略)								
	6～14 (略)								
15	<u>業務管理システム適合証明書の写し</u>	<u>サイバーセキュリティ業務管理システム適合証明書（自動運行装置を備えている場合に限る。）</u> の写し							
	<u>(新設)</u>								

	<u>写し</u>	<u>24項及び第26項の適用を受ける自動車を除く。</u>				
<u>17</u>	(略)					

備考 (略)

別記様式1 (提出書面一覧表) (第2関係)

提出書面一覧表 (略)

指定装置等又は指定共通構造部一覧表 表 (略)

備考 (1) 当該申請の型式に含まれる指定装置等又は指定共通構造部を全て記載すること。

(2)~(4) (略)

別紙2-1~別紙2-3 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

(略)

別表

書面	項目	条 件
諸	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加する

<u>16</u>	(略)

備考 (略)

別記様式1 (提出書面一覧表) (第2関係)

提出書面一覧表 (略)

指定装置等又は指定共通構造部一覧表 表 (略)

備考 (新設)

(1)~(3) (略)

別紙2-1~別紙2-3 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領

(略)

別表

書面	項目	条 件
諸	輪距の変更	(略)
	タイヤの変更	指定装置等であって、同一サイズのタイヤでタイヤ製作者の商号又は商標及びトレッドパターンを表す記号等を変更又は追加する

元 表		ものに限る。 <u>(W L T Cモードによる燃料消費率または一充電走行距離を記載する自動車等を除く)</u>
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの。(負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。 <u>(W L T Cモードによる燃料消費率または一充電走行距離を記載する自動車等を除く)</u>)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
外観図 (略)		
保 安 基 準 の 規 定 に 適	燃料配管の経路の変更～運行記録計の形式又は性能の変更 (略)	
	非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
	電波障害防止装置(専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたE S A装置に限る) (略)	

元 表		ものに限る。
	タイヤの追加	指定装置等であって、既に届出されているタイヤと断面幅の呼び、扁平比の呼び、タイヤ構造記号及びリム径の呼びが同一であるもの。(負荷能力及び速度区分記号により示される最高速度が同一である場合又は大きくなる場合に限る。)
	通称名の変更	
	車台番号及び原動機の型式の打刻様式及び打刻位置の変更	
外観図 (略)		
保 安 基 準 の 規 定 に 適	燃料配管の経路の変更～運行記録計の形式又は性能の変更 (略)	
	非常ブレーキの減速度又は制動初速度の変更	
	電波障害防止装置(専ら音響・映像、ナビゲーション関連のみを目的としたE S A装置に限る) (略)	

合
す
る
こ
と
を
証
す
る
書
面

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1～1-24 (略)

1-25 最大積載量

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車にあっては、荷台の容積(0.1%未満は切り捨てる。)に1.5トン/m³(小型車にあっては1.3トン/m³)を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。

(4) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあっては、

合
す
る
こ
と
を
証
る
書
面

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1～1-24 (略)

1-25 最大積載量

(略)

(1)・(2) (略)

(3) 専ら土砂等の運搬の用に供するダンプ車にあっては、荷台の容積(0.1%未満は切り捨てる。)に1.5トン/%o(小型車にあっては1.3トン/%o)を乗じた数値以上の値を積載物品の重量として用いるものとする。

(4) コンクリート・ミキサー及びアジテータ・トラックにあっては、

ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/m³ (ドライ方式にあってセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 トン/m³) を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量 (10 kg未満は切り捨てる。) として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあっては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200 kg/m³ を乗じて得た重量を減じたものとする。

(5)・(6) (略)

1-26~1-31 (略)

1-32 騒音

(略)

1 桁目から 4 桁目 (車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

	1 桁目 及び 2 桁目	3 桁目	4 桁目	
			協定規則第 41 号 又は第 51 号のフェーズ 1 の要件 を適用	協定規則第 51 号 のフェーズ 2 の要件を適用
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車~乗車定員 9 人を超える				

ドラムの最大混合容量に 2.4 トン/%o (ドライ方式にあってセメント及び骨材のみをドラムに積載する場合には、2.2 トン/%o) を乗じて得た数値に 0.9 から 1.0 までの数値を乗じて得た数値と水タンクを満量とした状態の重量とを加算したものを積載物品の重量 (10 kg未満は切り捨てる。) として用いるものとする。ただし、ドライ方式にあっては、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態及び生コンクリートをドラム内で製造する状態のそれぞれについて検討するものとする。この場合において、セメント及び骨材のみをドラムに積載する状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態とし、生コンクリートをドラム内で製造した状態における水タンクの水の重量は水タンクを満量とした状態の重量からドラムの最大混合容量に 200 kg/%o を乗じて得た重量を減じたものとする。

(5)・(6) (略)

1-26~1-31 (略)

1-32 騒音

(略)

1 桁目から 4 桁目 (車両のカテゴリ、サブカテゴリ及びフェーズの別)

	1 桁目 及び 2 桁目	3 桁目	4 桁目	
			協定規則第 41 号 又は第 51 号のフェーズ 1 の要件 を適用	協定規則第 51 号 のフェーズ 2 の要件を適用
乗車定員 9 人以下の専ら乗用の用に供する自動車~乗車定員 9 人を超える				

専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量 ^{※3} が5トン以下のもの (略)					専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量 ^{※3} が5トン以下のもの (略)				
乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超えるもの	M3	A～C (略)			乗車定員9人を超える専ら乗用の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が5トンを超える もの もの	M3	A～C (略)		
貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トン以下のもの～二輪自動車 (略)					貨物の運送の用に供する自動車であって、技術的最大許容質量が3.5トン以下のもの～二輪自動車 (略)				
※1～※3 (略)					※1～※3 (略)				
5桁目～近接排気騒音欄の記載例 (略)					5桁目～近接排気騒音欄の記載例 (略)				
1-33～1-34 (略)					1-33～1-34 (略)				
2～10 (略)					2～10 (略)				
11 走行装置 (略)					11 走行装置 (略)				
11-1～11-5 (略)					11-1～11-5 (略)				
11-6 許容限度 (略)					11-6 許容限度 (略)				
(1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車 が 製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第11条第2項、第13					(1) 許容限度は、限度内で最大の諸元の自動車 が 製作された場合においても、当該自動車の構造・装置が細目告示第11条第2項、第13				

条第2項（協定規則第79号の規則5.1.4.に限る。）、第15条第2項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第5項第1号、第6項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第17条第2項及び第22条第1項1号（車体を除く）の規定に適合するものであること。

(2)～(6) (略)

12～31 (略)

附則5の2 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1～別記様式1 (略)

別記様式2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

灯火器類取付一覧表 (単位：mm)

項目		類別		
走行用前照灯～側方灯（後部） (略)				
側方反射器 （前部）	取付高さ	上縁		
		下縁		
		車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離 (略)		
側方反射器 （中央部）	(略)			

条第2項（協定規則第79号の規則5.1.4.に限る。）、第15条第2項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第5項第1号、第6項第1号（協定規則第13号の規則5.1.1.1及び5.1.1.2に限る。）、第17条第2項及び第22条第1項1号（車体を除く）の規定に適合するものであること。

(2)～(6) (略)

12～31 (略)

附則5の2 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領

1～別記様式1 (略)

別記様式2（灯火器類取付一覧表：二輪自動車）（第2項関係）（用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。）

灯火器類取付一覧表 (単位：mm)

項目		類別		
走行用前照灯～側方灯（後部） (略)				
側方反射器 （前部）	取付高さ	中心		
		車両前端からの距離・隣接する後方にある側方反射器等との距離 (略)		
側方反射器 （中央部）	(略)			

側方反射器	取付高さ (略)			
(後部)	車両後端からの距離			
尾灯～補助方向指示器 (略)				

(注) (略)

附則 7～附則 7 の 2 (略)

附則 9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、 細目告示及び適 用除外告示条項	技術基準	同等と認められ る 外国の試験方法	最終確認年月日
(略) 細目告示第 4 1 条第 2 項第 4 号	(略) 二輪車のばい 煙、悪臭のある ガス、有害なガ ス等の発散防止 装置に係る車載 式故障診断装置 (二輪車 J-OB D	(略) 134/2014/EC	(略) 平成 2 7 年 9 月 9 日

側方反射器	取付高さ (略)			
(後部)	(新設)			
尾灯～補助方向指示器 (略)				

(注) (略)

附則 7～附則 7 の 2 (略)

附則 9 輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法

輸入自動車の試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法は別表のとおりとする。

別表

保安基準、 細目告示及び適 用除外告示条項	技術基準	同等と認められ る 外国の試験方法	最終確認年月日
(略) 細目告示第 4 1 条第 2 項第 4 号	(略) 二輪車のばい 煙、悪臭のある ガス、有害なガ ス等の発散防止 装置に係る車載 式故障診断装置 (二輪車 J-OB D	(略) 134/2014/EC	(略) 平成 2 7 年 9 月 9 日

<p>細目告示第41条第2項第4号</p> <p>(略)</p>	<p>I)の技術基準</p> <p>二輪車のばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置に係る車載式故障診断装置(二輪車 J-0BD II)の技術基準</p> <p>(略)</p>	<p>134/2014/EC</p> <p>(略)</p>	<p>令和2年12月1日</p> <p>(略)</p>	<p>細目告示第41条第2項第4号</p> <p>(略)</p>	<p>I)の技術基準</p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>	<p>(新設)</p> <p>(略)</p>
<p>(略)</p> <p>附則10～附則20 (略)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>(適用時期)</u></p> <p><u>R2.12.25改正</u></p> <p><u>1. 本改正規定は、令和3年1月22日より施行する。</u></p>				<p>(略)</p> <p>附則10～附則20 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>			